

乙第 24 号証

陳 述 書 (その3)

令和 5 年 10 月 26 日

名古屋地方裁判所 民事 8 部 合議 B 6 係 御中

友松孝雄

1、甲10 (梶田正直氏陳述書) と甲11 (原告陳述書) について述べます。

まず、全体としては、これまでに私が答弁書や準備書面それに私がこれまでの陳述書 (乙10、乙19) で述べたことに間違いはなく、これらと違う部分はすべて事実に対する記載です。

2、以下に、甲10及び甲11のうち、現時点において問題となっている《原告の自由クラブからの除名処分が令和5年1月4日の自由クラブの全員会において決定されたこと》に関する争いの部分について反論を述べます。

3、甲10 (梶田正直氏陳述書) の5枚目(4)について

(1)、梶田氏が述べている事柄は、公的地位である市議会議員として完全に間違った考え方によるものです。

すなわち、梶田氏は、「……友松議員に対するパワハラ問題等の訴訟が起こされるといふ火の粉が自らに降りかかる可能性がある予想外の展開に対し、考えられた策でした。」と言いますが ((4)の6行目以下)、全く見当違いです。

(2)、私は、そのようなことを考えるような狭い見の持ち主ではありません。

そもそも、1月4日の三役会の席で、原告が「訴訟を起こす。」と言って怒って出て行ったことは事実ですが、本当に訴訟を起こすかどうかはわかりませんでしたし、もし原告が訴訟を起こすと言っても、こちらは、訴訟で争いとなるようなことは何もしていないという意識があり、それに対する策を考えるなどということは思っていませんでした。

(3)、私、友松は、28年に亘る議員生活に於いて、4度の会派の代表、6度の市議会議員と様々な要職に就いてまいりました。会派をまとめて行くことは、公平公正でなければなりません。

会派に所属する議員は、それぞれが市民の負託を受けた代表であり、その最大会派である自由クラブの代表として会としての意見・方針をまとめて行く者としては、個々の議員の意見に対しその都度右往左往しているようでは代表は務まりません。会派としての考えに不服があるのであれば、自由クラブから離れ一人で活動すれば良いことで、会派への所属を強制するものではありません。

(4)、1月13日にレディヤン春日井で自由クラブの全員会を開催したことは事実です。

梶田氏は、「奥村議員に知られないように、市議会内でなく、少し離れたレディヤン

春日井の施設内会議室に奥村議員以外の自由クラブメンバー13名全員を集め……」(5枚目上から4行目以下)と言いますが、それ自体いわれのない悪意に基づく勘ぐりです。そもそも「奥村議員」はもはや自由クラブのメンバーではなく、同人のことを気にする理由も必要も全くありませんでした。

事実の経過を説明します。

(5) 私が、全員会の開催を考えたのは、原告の奮動を顧みて、自由クラブのメンバーの中にはいろいろな事情で自由クラブの市政についての考え方や対応に違和感を持つ人がいるかもしれないと思い至ったことによります。

それで、一度全員会を開催し、自由クラブの考え方に賛同できない人には強いて参加しつづけてもらう必要はない(辞めたい人には辞めてもらいたい)との機会を持つと考えたのです。

つまり、市議会議員としては、春日井市民全体が安心安全に暮らすことができるように努める職責がありこれはすべての議員全員において一致しています。しかし、その考える手法は各議員それぞれに様々であり、しかも、それぞれの議員は選出された基盤となる市民の意向・利益を意識せざるを得ません。そのような状態において、例えば、自由クラブの考え方・方針が必ずしも選出された地元の意向と合致しないことはあり得ることで、そのような場合各議員は板挟みになって苦しむこととなります。

そのような状況において各議員が積極的に自由クラブからの退会を申し出ることはそれ自体が苦しみとなり躊躇するであろうことは容易に察することができます。

その一方で、自由クラブとしては、原告のように除名せざるを得ない議員が何人も出ているので、そういう議員には自分から自由クラブを辞めてもらう機会を与え、そこで辞めてもらいたい、との考えがありました。

(6)、そのような考えから、自由クラブをいったん解散して全員に気持ちを新たにしてもらい、改めて自由クラブへの賛同者を募ることにしようと考えたのです。

(7)、結局、1月13日の全員会で自由クラブは解散し、新たに7人が新クラブに参加しました。具体的には乙3(令和4年6月1日現在)の14名から原告が除名されて13名になっていたのですが、そこから乙2(令和5年1月16日)のとおり7名となったわけです。

(8)、梶田氏の陳述書の悪意

梶田氏の陳述書には次のとおり悪意が見られます。

イ 開催場所について

「奥村議員に知られないように……」とは全くもって言いがかりです。

ロ 「議員排除」との陳述も見当違いです。

「1期議員5名と2期議員1名が現執行部の運営方法に心底嫌気がさし、その場で退会を申し出て、翌週に議会事務局に新会派「春日井クラブ」を正式に申請しました。」(甲10の5枚目上から13行目)は明らかに事実と反する記載です。

まず、春日井クラブに入ったのは5名です。6名ではありません。(乙2)

再入団しなかった伊藤貴治議員は、愛知県議会議員に立候補する予定であったので自由クラブに入らなかったのです(乙24)。それにもかかわらず梶田氏は伊藤貴治議員も「心底嫌気がさし」「春日井クラブを結成した」中に合めています。

(9)、梶田氏が事実と反する陳述をする理由

①、自由クラブの「役員会」は三役(団長、総務会長、政務調査会長)の3名で執り行われることが慣例となっておりこれは長年にわたり全員の承認・了解事項であったことはこれまでに述べた通りです。

②、令和5年1月4日当時の会計は梶田正直氏、書記は原告でした。

つまり、1月4日に、もし三役のほかに会計・書記を加えるとしても、原告は「除名」対象者で利害関係人ですから参加させることはできません。そうすると梶田氏を加えるかどうかということになりますが、これは慣例上同氏を加えることは全く考えておりませんでした。ただ、梶田氏本人は自己が「排除された」として妬みに思っていた可能性はあります。しかし、それは上記の通り役員会=三役会であることを当然に承知している梶田氏としてはおかしなことです。もし梶田氏が自由クラブの《役員》であることにステイタスを考えていたとすれば見当違いです。

③、利害関係人の原告が1月4日の三役会に役員として加わるなどということは考えられませんが、もし原告が自己の不満を梶田氏に伝えて梶田氏の妬み心を捉えた可能性はありうることです。

④、というのは、原告は令和5年1月16日に自ら無党派派を提出しているうえ(乙18)、訴訟当初からの主張態度から見て「全員会において除名処分が決定された。」との事実自体は認めた上で、それについての原告の責任を追及するものと思われました。

原告自身は全員会での除名処分の決定時には退席していてその場におらず、当然に「全員会で除名された。」と認識していると思われました。

⑤、ところが弁論終結が近いことが予想された9月17日になって9月15日付の梶田正直氏の陳述書が提出され、そこで、初めて「全員会はなかった。」との主張を明確にしました。

この訴訟が起こされたことは梶田氏は訴訟開始当初から承知していたと思われ、なぜこの時期になって突然に言い出したのかが不審に思われます。

梶田氏は「役員会」に入れてもらえなかったことを逆恨みして突然原告に味方した可能性がります。

⑥、梶田氏は、陳述書でいみじくも「このように陳述書を書き、裁判で証言をすることは、ある意味自分の政治生命を賭けることになることを覚悟しています。」(甲10の7枚目上から6行目。)と述べていますが、政治家が政治上の信念ではなく、本来無関係の議員の、筋違いの恨み事の裁判に、「政治生命を賭ける」とは全くもって残念

です。

4、甲11（原告陳述書）の14枚目上から3行目以下について

(1)、乙16、乙18の受付印の日付について

原告の陳述はそれ自体事実に反しています。

原告は「市議会の公式決定書類の受理印について恣意的に日にちを改ざんされたことは、友松議員の計り知れない市議会への影響力が存在していることを物語っていると思います。」（甲11の14枚目末尾）と述べていますが完全に間違っています。

「議会事務局が友松の指示により受理印の日付を改ざんした。」などとはあまりにも不穏当であり、議会事務局及び私に対する名誉棄損であります。

私は、受理印の日付を改ざんするように市議会事務局に求めたことは金輪際ありません。

(2)、自由クラブとしては、1月4日に全員会において原告を除名処分にしたことは間違いない事実であります。

(3)、原告自らが令和5年1月16日に「もはや自由クラブのメンバーではないこと」を市議会事務局に届け出たことも乙18により間違いない事実です。

(4)、議会事務局長の話（甲11の14枚目上から5行目）は私は知りません。

自由クラブからの所属議員数が1月4日をもって14名から13名になった旨の「会派届出事項異動届」が令和5年1月4日に市議会（議会事務局）に提出されたことは、乙16の左上の受付印から明らかです。

(5)、また、原告が自己が無会派になった旨の会派所属届が、1月16日に議会事務局に提出されたことは乙18の左上の受付印から明らかです。

(6)、原告は乙18中の「異動年月日」欄の「令和5年1月16日」の「16」の数字が二重線で削除され「4」と訂正されている部分につき、議会事務局から指示された、と言いますが、それは議会事務局としては1月4日に原告が自由クラブから脱退した事実はずでに承知しており、事実相違として正しく訂正を求めるのは当然でしょう。

そして、原告はそれを承諾したからこそ1月4日に訂正したのです。もし原告に異論があれば応じなければよいのです。

その時は自ら納得しておきながら後になって恨み言を言うのは原告の常態かもしれません。

(7)、現時点においてこの訴訟で問題とされている事柄は、《除名決議が手続きに則ってなされたかどうか》《原告が自由クラブを脱退した事実を自ら承認しているかどうか。》であり、脱退の届け出がいつなされたのか、は本質的に無関係です。

以上